

第848回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年12月18日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第847回教育委員会会議録の承認について
- 4 第848回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
 - (1) 民間人校長の選考結果について (教職員課)
 - (2) 第7回大川小学校事故検証委員会の概要等について (義務教育課)
 - (3) 教科書採択に関する請願への対応について (義務教育課)
 - (4) 平成27年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について (高校教育課)
 - (5) 宮城県いじめ防止基本方針について (高校教育課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 第344回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について (特別支援教育室)
 - 第2号議案 平成27年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について (高校教育課)
- 8 課長報告等
 - (1) 県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲について (教職員課)
 - (2) 平成24年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）の結果について (義務教育課・高校教育課)
 - (3) 平成26年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について (高校教育課)
 - (4) 高等学校入学者選抜審議会からの入学者選抜の改善に係る提言について (高校教育課)
 - (5) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
 - (6) 気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について (施設整備課)
 - (7) 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について (スポーツ健康課)
- 9 資料（配付のみ）
 - (1) 平成27年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について (教職員課)
 - (2) みやぎ子ども読書活動推進ネットワークフォーラムについて (生涯学習課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第848回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成25年12月18日(水) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,
鈴木教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第847回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。

7 第848回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 | 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 教育長報告

(1) 民間人校長の選考結果について

委 員 長 | 教育長報告の(1)については, 非開示情報等が含まれているため, その報告については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この報告については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 第7回大川小学校事故検証委員会の概要等について

(説明者: 教育長)

第7回大川小学校事故検証委員会の概要等について, 御報告申し上げます。

資料3ページを御覧願いたい。11月30日に開催された「1 第7回大川小学校事故検証委員会の概要」であるが、「(2) 意見募集等でいただいた御意見等の反映」については, 10月25日から11月11日までの期間に, 広く一般から本件検証に対する意見を募集したところ, 69件の御意見が寄せられた。その主な御意見としては, 事故検証の趣旨を丁寧に説明する必要があることなど, 資料に記載のとおり様々な御意見をいただいたところである。これらの御意見は, 第6回委員会での有識者からの御意見と併せて, 事実情報の分析等に参考として活用されるとともに, 検証の最終報告への反映が検討されることとなる。

次に, 「(3) 当日の避難行動とその分析」であるが, 大川小学校付近における地震発生後の対応として, 地震発生から津波来襲までの校内における対応についての事実情報(案)が報告され, この事実情報を分析するにあたっての素案として, 教職員の情報収集状況や危機感, 避難先や避難ルート of 意思決定等, 資料に記載のとおり10の論点が示され, これらの論点を踏まえ, さらに分析が進められることとなる。

次に, 「(4) 御遺族との意見交換」であるが, これは, 御遺族からの要請により, 御遺族と検証委員会がしっかりと向き合うことを目的として, 委員会の議事としては初めて対話の場が設けられたものであり, 意見交換の冒頭で, 検証の進め方等に疑問を持つ一部の御遺族から委員会あてに公開質問状が提出された。その公開質問状の主な内容は, 「学校管理下」と「地域の意識」の関連性, 報告の文体や情報の取扱, 委員・

調査委員の発言、御遺族の参画とコーディネーターの設置、検証の停止と関係者との話し合いなどに関する要望であった。御遺族との意見交換では、当日の避難行動に関する事実情報や分析、検証作業の進め方等についての御意見をいただいたところであり、その主な御意見としては、石巻市教委による調査や御遺族自身による調査により判明した事実情報が、今回の検証委員会が作成した資料に記載されていない点についての指摘や疑問、分析のための10の論点を相互に関連づけることの必要性、大川小学校だけが、なぜできなかったかという核心の議論が必要であること、学校は命を守る組織として機能したのか、遺族から多くの情報を提供したが、それが反映されていないこと、当時の校長と生存教員へのさらなる聴き取りの必要性、避難ルートに関する疑問、あの地震で当然抱くべき危機感を封じ込めたものは何だったのか、生存児童の聴き取りで、質問事項の偏りや誘導尋問があったのではないかなどであった。

以上が、第7回大川小学校事故検証委員会の概要である。

次に、「2 石巻市教育委員会と御遺族の話し合い」であるが、約1年ぶりの9月8日に話し合いが再開されたことについて、9月定例会で御報告したところであるが、その後の話し合いが11月23日に石巻市河北総合支所で開催され、17名の御遺族が参加し、石巻市からは亀山市長や境教育長らが出席した。また、石巻市教育委員会からの要請により、今回も県教委の義務教育課長が進行役を務めた。話し合いの内容としては、震災当時の元校長に対する震災直後から数日間の対応、生存教員の現況等に関する質疑応答があり、亀山市長からは、学校管理下で多くの子どもが亡くなったことに関しては、道義的責任を強く感じていると述べられ、今後も定期的に御遺族との話し合いを継続することを表明し、次回の話し合いを来年1月に開催することで御遺族と調整することとされた。

本件については、以上のとおりであるが、今月も検証委員会が開催されるので、教育委員会の場でさらに報告してまいりたい。

(質 疑)

佐 竹 委 員 資料3ページの「③ 主な御意見」の5番目に「実際に存在する証言を記載していないことは事実と反する」とあるが、そのようなことは実態としてあるのか。実際に聴き取りした多くの証言を記載していないことについて、その御意見は、どのようなことを意図しているのか。

教 育 長 検証委員会では、様々な事実情報を聴取しているが、その中で、多くの証言を得ているところである。その証言については、複数の方が同じことを話している場合には、「かなり確からしい」として記載されていることが多いが、少数の方からの証言、あるいは、証言された方から聴いたことを御意見としていただいた場合等、そのような証言については、これまでの「中間取りまとめ」等の資料には反映されていない部分もあった。そのような部分に対する御意見であったと考えている。この点については、検証委員会では、様々な角度から証言を得ているので、「そういった証言を、できるだけ報告書に記載していくように考えていきたい」として説明されている。最終報告書の作成に向けて、そのような証言も含めて記載していくべきであるのか、検証委員会の中で検討が進められていることだと承知している。

佐 竹 委 員 多くの御意見の中には、そのような少数の証言もあるのかもしれない。事実であるかの確認や検証は必要であると思うが、そのような意見も貴重な情報として整理しておくことは、今後の防災にも役立つのではないか。この事故の検証が、良い方向に向かっていくためにも、慎重に取り扱っていただきたいと思う。また、「(4) 御遺族との意見交換」の中で、委員会あてに公開質問状が提出されたとの説明もあったが、一つ一つの御意見に対し、的確かつ真摯な対応をしていただくとともに、御遺族の方々の心に添うような向き合い方をしていただきたい。

遠 藤 委 員 校庭に出てから避難するまでの50分の状況を事実として特定するのは非常に難しい作業であったと思う。佐竹委員も意見された公開質問状について、それに対する検証委員会としての姿勢は示されているのか。

義 務 教 育 課 長 この公開質問状は、御遺族の一部の代表の方から提出されたものであり、御遺族の

佐竹委員
義務教育課長
佐竹委員

方々すべての総意ではないと認識している。検証委員会では、その質問の一つ一つに対し、それぞれ文書で回答することとして、その代表の方に送付したとのことである。
その文書は、公開質問状を提出された方だけに回答したのか。
すべての御遺族の方に送付したようである。
御遺族の皆さんが情報を共有した上で、検証作業を進めていただきたい。今後も、御遺族の共通認識の下で、最終報告書の作成に取り組んでいただきたい。

(3) 教科書採択に関する請願への対応について

(説明者：教育長)

本年12月9日付けで宮城県教職員組合から提出された請願に関し、県教育委員会としての考え方及び対応について、御報告申し上げます。

資料4ページを御覧願いたい。この請願は、本年2月26日、宮城県議会に対し、新しい歴史教科書をつくる会宮城県支部から提出された「中学校の歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願」が、県議会本会議において採択されたことを受けて、県教育委員会あてに提出された請願である。その内容は、「公正・中立の立場で教科書採択の資料を作成すること」、「比較段階評価資料の作成は行わないこと」、「採択に当たっては、学校現場の教員の意見を反映させる制度を維持するよう働きかけること」の3項目について求めているものである。

これらの請願項目に対する県教委としての考え方であるが、請願事項の「1」については、これまでも地区採択協議会において、公正かつ適切な教科用図書の採択ができるよう選定資料等を作成し、市町村教育委員会に示してきたが、今後も、より参考となる選定資料等を示していきたいと考えている。

請願事項の「2」については、法令や文部科学省からの通知等の趣旨を踏まえつつ、中学校歴史・公民の教科用図書の次期採択に向けて、採択権者が調査研究するための参考とすべき選定資料について、各社教科用図書の特徴等を一層明確にし、記載内容や分量を比較対照できるよう選定資料の一層の工夫改善を行い、市町村教育委員会に示していきたいと考えている。

請願事項の「3」であるが、これまで、地区採択協議会においては、各学校現場の教員の教科用図書に関する調査・研究を踏まえて、その意見も参考とするよう工夫しているものと認識している。県教委としては、学校現場を含めて広く県民の意見を参考にしながら、採択権者である市町村教育委員会が責任をもって教科用図書を採択できるよう、これまで以上に客観的かつ定量的な資料の作成に努めてまいりたい。

請願者に対しては、以上のような県教委の考え方を文書で回答したいと考えている。

本件については、以上のおりである。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(4) 平成27年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

(説明者：教育長)

平成27年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について、御報告申し上げます。

資料5ページを御覧願いたい。「1 平成27年度宮城県立中学校入学者選抜方針について」であるが、出願する児童が小学6年生に進級する前に、その児童及び保護者が、対象となる入学者選抜についての情報を得て十分に検討できるよう配慮し、例年この時期に決定しているものである。この方針については、「中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする」との考え方の下、「基本原則」及び「選抜方法」で構成しており、その内容は、平成26年度の当該方針と同様としている。

次に、「2 平成27年度宮城県立中学校入学者選抜日程」であるが、公立高等学校の前期選抜や大学入試センター試験、私立中学校の入試の日程等の諸条件及び土曜日に実施することなどを勘案した結果、平成27年度の適性検査の実施日については、平成27年1月10日(土)とし、これに伴う手続きなどの事務日程は資料に記載のとおりである。

本件については、以上のおりである。

(質 疑)
伊 藤 委 員

先般の報道等によれば、入学者選抜の概要も報じられているところであるが、県立中学校の出願者について、学校の位置する地域の方々の出願割合が最も多くなっていると思うが、その状況はどのようになっているのか。全県一学区化の検証作業も進められていると思うが、その地域以外にも広がりが見られているのか、あるいは、特定の小学校から出願されているのか。地域の偏りなどの情報があれば説明願いたい。

高 校 教 育 課 長

出身の小学校の住所地であるが、仙台二華中学校では、仙台市教育委員会の管内（仙台市内）及び仙台教育事務所管内の仙台市及び周辺市町にかけての地域で約86%となっている。その割合は、ここ数年85%から90%弱の数値で推移している。また、古川黎明中学校では、北部教育事務所管内及び栗原地域事務所管内の大崎地域から栗原地域にかけての地域で約90%となっている。本年度の状況については、昨年度同様の割合を示している。

(5) 宮城県いじめ防止基本方針について

(説明者：教育長)

宮城県いじめ防止基本方針について、御報告申し上げます。

資料は、6ページから10ページ及び別冊「宮城県いじめ防止基本方針」である。

資料6ページを御覧願いたい。これまで、県教育委員会としては、「いじめは、どの学校でも、また、誰にでも起こり得ること」との認識の下、県及び市町村教育委員会、そして、各学校において、いじめ防止等に関する施策に様々な形で取り組んできたところである。

今回、「1 策定の背景」に記載したように、9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月1日には、国においていじめ防止の基本方針として「いじめ防止等のための基本的な方針」が決定されたところである。これらを受け、地方自治体及び各学校において「いじめ防止基本方針」等の策定を行うこととなったことから、県教育委員会や学校現場で取り組んできた対応等を改めて整理し、県としての「いじめ防止基本方針」を策定したところである。

詳細について、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

宮城県いじめ防止基本方針について、御報告申し上げます。

資料6ページの「2 策定過程」であるが、市町村教育委員会の代表者、小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校の代表者、PTAの代表者等により策定委員会を組織し、10月下旬から12月中旬にかけて、策定委員会を3回開催してきた。また、その間に、市町村教育委員会と県教育委員会の懇話会においても進捗状況等を報告し、意見聴取しながら、本日お示しした基本方針を策定したものである。

「3 基本方針の構成」であるが、大きく4本の柱立てとし、「基本的な考え方」には、いじめに関する基本認識を共有するための記載を、「県が実施する施策」には、県及び県教育委員会が実施する各種施策を、「学校が実施すべき施策」には、学校が実施すべき各種施策・取組をそれぞれ記載した。また、「重大事態への対処」には、重大事態が発生した場合の対応手順等を記載した。

さらに、今回の基本方針には、「4 いじめ防止に係る新規の取組」に示したような2つの新規取組についても記載している。一つは、連絡協議会として学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警察等のいじめの防止等に関係する機関及び団体が相互に連携を図るための会議の設置である。もう一つは、重大事態が発生した時の調査組織・再調査組織として、弁護士、精神科医、学識経験者等により構成される組織である。

これらを冊子としてまとめたものが、別冊資料の「宮城県いじめ防止基本方針」であるが、その内容については、資料7ページの概要により御説明申し上げます。

資料7ページを御覧願いたい。「1 基本的な考え方」として、いじめに関する基本理念及び定義等について記載しているが、この部分は国の基本方針に準ずることとし、国・県・市町村・各学校が、同じ目線の下で、その防止や対応ができるようにしている。

次に、「2 県が実施する施策」として、県の取組である「いじめ防止基本方針」を策定すること、連絡協議会、県教育委員会の附属機関の設置、県及び学校の設置者としての各種施策の展開を記載している。

資料8ページを御覧願いたい。「3 学校が実施すべき施策」として、「学校いじめ防止基本方針の策定」、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の設置、「学校におけるいじめ防止等に関する様々な措置」について記載している。

次に、「4 重大事態への対処」であるが、重大事態については、今回、国が初めて示した概念であり、「いじめ」により被害にあった児童生徒の生命、身心又は財産に重大な被害が生じた場合、あるいは、長期に渡り欠席せざるを得ない状況になった場合及び疑いのある場合とされている。そのような事態が発生した場合には、教育委員会への報告、学校による初期調査が求められ、必要に応じて、先ほど御説明申し上げた教育委員会の附属機関による調査や知事の附属機関による再調査を行うこととなる。

資料6ページにお戻り願いたい。「5 今後のスケジュール」であるが、県立学校については、今回報告した方針を基に、各学校において、本年度末を目途に「基本方針」の策定を行うこととしている。また、市町村立学校については、今月中に通知するとともに、来年1月には教育委員会を対象とした説明会を開催し、市町村における基本方針の策定についての説明を行うとともに、「学校いじめ防止基本方針」の参考例と作成の手引き配付し、各学校における基本方針策定の支援を行ってまいりたいと考えている。

来年度が始まる平成26年4月からは、各学校における教職員の共通理解による一致団結した取組に加え、地域と保護者が一体となったいじめ防止活動の展開をしてまいりたいと考えている。

なお、資料9ページに「学校における取組のポイント」を示している。これを基本方針とともに学校に送付し、学校や先生方の取組の徹底を図ってまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

6ページの「今後のスケジュール」について、平成26年4月から運動を展開されるということであるが、その成果を共有することは必要であると思う。現時点の情報で構わないが、そのスケジュールが決まっているのであればお知らせ願いたい。

高 校 教 育 課 長

この後の課長報告において、問題行動調査の結果を報告することとしているが、その中で、「いじめ・不登校」の項目があり、その状況等も踏まえつつ、その都度、改訂に向けての検討等を行い、必要な改善を図っていくこととなる。

教 育 長

ただ今の説明に補足する。例年、各学校に対する指導主事訪問を実施しており、本年度は、学校におけるいじめ問題について、学校の現状や取組状況、あるいは、その改善策等を先生方に具体的に話し合っただく場を設けた。その取組については、ただ今御説明申し上げた基本方針の策定前から取り組んできたものであり、すべての教職員が意識をもって対処することとして本年度から始めたところである。来年度も同様の場を設けることとしており、さらなる取組の推進に努めていくこととしている。今回、資料に記載のとおり基本方針を策定したので、各学校においては、来年度中にそれらを踏まえた取組方針を固めていただき、平成26年度には取組を展開していただくこととしている。その結果、浮き彫りとなった問題や課題について、指導主事訪問の際に話し合っただき、どのような改善策を講じていくべきか、各学校の先生方に確認していただきたいと考えている。

この基本方針は、策定しただけに留まることなく、各学校において、実効性のある取組や実践が進められることが重要である。今後、各学校を訪問して、いじめ問題の具体的な取組を示しながら、その問題の改善に向けて努めてまいりたい。

奈 須 野 委 員

とても素晴らしい取組であり、積極的に展開していただきたい。生徒を交えたセミナー等の中では、いじめる側の加害者の行動はもちろん問題であるが、それらを傍観している生徒にも非常に重い責任があるとの意見も出されており、その責任については、子どもたちも認識していたようである。いじめの当事者だけでなく、そのような傍観者に対しても、未然防止の基本となる学校づくりの一環として、いじめた児童生徒への指

導にもしっかりと取り組み、全員で解決するとの意識を持つことにより、いじめ問題の解消につながっていくのではないかと考えられる。子どもたちに対しては、「傍観もいじめへの加担である」との指導をしていくことも、しっかり取り組んでいただきたい。

高校教育課長

10ページの右上の「(2) いじめられた児童生徒への対応」、「(3) いじめた児童生徒への指導」、「(4) いじめが起きた集団への指導」を記載しており、特に(4)については、委員御指摘のとおり非常に重要な観点であると考えている。昨年から今年にかけて開催した高校生主体の「マナーアップフォーラム」では、2年間継続して「いじめ」をテーマに設定し、生徒自身が自分たちの問題として関わっていく意識の醸成を図ったところである。今後も、そのような機会も活用しながら、子どもたちへの指導に取り組んでいきたい。

遠藤委員

9ページの「1 いじめの防止」の「(2) 未然防止の基本となる学校づくり」であるが、「周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる」と記載されており、その内容は非常に重要なことが含まれていると思う。いじめ防止・いじめ対策は、特別な取組を進めるのではないはずである。授業改善にしても、信頼関係の構築にしても、基本的なことに立ち返り、見つめ直していくことが必要となるのではないかと思う。教育活動や学校づくりの基本的なことを確認することによって、学校の本来のあるべき姿が形成されていくものだと考えられる。

現在の社会では様々な問題があり、教育行政に及ぼす影響も大きい事案もあるかと思う。また、子どもたちは、自身の心も体も揺らいでいる多感な時期を過ごし、学校生活でも様々な問題に接していくこととなる。教育活動においては、学校の役割として、それらの問題にも対応していく必要がある。各学校では、学校づくりの基本となる部分を再確認し、この問題の改善に取り組んでいただきたい。

佐竹委員

10ページの「(3) いじめた児童生徒への指導」について、大枠は記載の内容で良いと思うが、いじめた側の児童生徒に対しても、一人一人へ寄り添った対応が必要であると思う。いじめる行為には、その人の歪んだ心が表れているはずであり、原因や理由が必ずあるはずである。その原因を特定しなければ、子どもたちは、ただの悪者で終わってしまい、改善には向かわないはずである。いじめには何らかの原因等がある、ついついいじめてしまい、それがエスカレートしていくことが多いと思う。被害者意識や加害者意識に対する配慮も必要であるが、特に、いじめた側の子どもたちに対しては、一人一人の心にきちんと向き合ってもらい、問題点を整理した上で対応していくことが大切である。いじめに対しては、そのような部分に対応していくことが最善の防止策だと私は認識している。

資料に記載の内容だけでは、どうしても「いじめた生徒だけが悪い」との誤解を与えてしまいがちである。いじめた側の子どもたちにも理性や感情がある。そうせざるを得ない何かがあるのかもしれない。そこに寄り添えないようであれば、いじめはなくなると私は考えている。学校現場では、いじめた生徒たち一人一人の心にきちんと寄り添い、その歪みを埋めてあげてほしい。

高校教育課長

委員御指摘のとおりであると認識しており、その点については、別冊資料の14ページを御覧願いたい。「iii) いじめに対する措置」の2行目、「加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち……」の部分に示している。加害生徒に対する指導については、学校活動における特別指導として行われるが、当該生徒の健全育成や人格形成にも配慮した上で、指導されるべきであると考えている。すべての子どもたちが、それぞれの将来に希望や目標を抱き、より充実した学校生活を送ることができるよう、そのような観点も踏まえながら指導してまいりたい。

なお、委員御指摘の部分については、当該資料に追記した上で、各学校に通知することとしたい。

佐竹委員

私は非行少年と向き合っているが、その子どもたちの多くは、「誰かに話ができれば、もっと違った人生が歩めたのではないか」、「誰も話す人がいなかった」、「分かってくれる人がいなかった」など、聞き手となる人や理解してくれる人がいなかったことを話している。また、その子どもたちは、スクールカウンセラーの存在を認識していたものの、「それは普通の人たちが相談するところで、自分たちのような子どもは相談できない」と捉えていたようである。私が向き合ってきた子どもたちに対しては、スクールカウンセラーは、すべての子どもたちのために学校に配置されていることから、相談することがあれば、積極的に活用するよう説明してきた。そのようなこともあるため、各学校では、聞き手を必要としている子どもたちをカウンセラーに導いていくことにも尽力いただきたい。

高校教育課長

いじめも含めた問題行動に関する取組としては、いじめられた子ども、いじめた子ども、さらには指導にあたる職員や保護者を含め、その方々を孤立させないことが重要であると思う。委員御指摘の点についても、今後、十分に配慮してまいりたい。

教育長

資料9ページから10ページまでの「学校における取組のポイント」については、まだ事務局案の段階であり、今後、さらに必要な修正等を加えてまいりたい。特に、いじめた側の児童生徒の心に寄り添った指導の部分等については、どうしても被害を受けた子どもを守るとの観点で全体が構成されている。それも大変重要な視点ではあるが、各委員から御指摘いただいた部分も大変重要な視点だと考えている。来年1月には、この資料を各学校に通知することとしており、それまでの間に、さらにお気付きの箇所等があれば、御意見をいただきたい。

佐竹委員

もう1点お願いしたい。9ページの「3 いじめに対する措置」の「⑥ 事実関係を迅速に被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。」の記載であるが、いじめ問題は、現在進行形の状態で発覚することが多いため、本当に迅速な対応が求められる。ここ以外にも「迅速」と表記している箇所があるのかもしれないが、学校に通知する際には、各教員の目に、より強く飛び込んでいくように少し目立つような表記にさせていただきたい。事態の収束を急ぐあまり、事実関係が歪むことがあっては困るが、できるだけ迅速な対応が図られるよう配慮してほしい。

奈須野委員

佐竹委員の御意見に関連するが、いじめの事案が重大事態に発展するまで連絡しないということのないよう努めてほしい。また、その事実を確認した際には、保護者だけでなく、小中学校を所管する市町村教育委員会にも連絡していくことが必要であり、子どもたちを育成・指導する方々が一体となって対応していけるような体制を構築することが重要であると思う。各学校に対しては、関係機関の協力・連携があることも示した上で通知するなど、関係機関相互の共通認識の下で取り組んでいただいきたい。

10 専決処分報告

(1) 第344回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第344回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから7ページである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年11月14日付けで当初提出分について、12月3日付けで追加提出分について、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、それぞれ11月14日及び12月3日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

はじめに、「予算議案」であるが、資料4ページの「第344回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧

願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち教育委員会分として455,505千円を増額計上している。

次に、「2 事業の概要」であるが、その主な内容としては、被災幼児世帯に対する幼稚園就園支援として、所要額の増加に伴う経費として381,287千円を、震災により壊滅的な被害を受けた松島自然の家の再建に係る野外活動フィールド用地の取得経費等として58,848千円を計上している。

次に、「3 債務負担行為」であるが、県美術館の企画展開催に係る負担金について、必要な期間及び限度額を措置するほか、すでに議決を受けている女川高等学校校舎解体工事について、労務単価の高騰等による工事費等の増額が見込まれるため、限度額を増額するものである。また、拓桃医療療育センター・支援学校工事について、追加発注等による工事費等の増額が見込まれるため、限度額を増額するものである。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」のうち当初提出分として、はじめに「条例議案」であるが、議第268号議案「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」は、教育長の退職手当の支給時期について、任期ごとまたは最終退職時を選択できるようにするもの、議第283号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、新設される宮城県立小松島支援学校を追加するものである。

次の6ページの「条例外議案」であるが、議第311号議案及び議第312号議案「工事請負契約の締結について」は、(仮称)宮城県登米総合産業高等学校新築工事の請負契約の締結について、同様に議第313号議案「工事請負契約の締結について」は、山元支援学校校舎等改築工事の請負契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

次に、追加提出している予算外議案であるが、議第325号議案「工事請負変更契約の締結について」は、平成24年10月11日議第207号議案をもって議決された宮城県立小松島支援学校校舎等新築工事のインフレスライド等の影響による変更契約の締結について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

なお、本議案については、12月13日の県議会本会議において、原案のとおり可決されているところである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | (質 疑 な し)

11 議 事

第1号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第1号議案について、御説明申し上げる

資料は、1ページから6ページである。

資料2ページを御覧願いたい。今回の改正は、先の県議会11月定例会において、平成26年4月の宮城県立小松島支援学校の新設に係る「県立学校条例の一部を改正する条例」が可決されたことを受けて、同校に関する所要の事項を定めようとするものである。その詳細については、「2 改正内容」に記載のとおり、教育の種別を「知的障害者に対する教育」とし、小学部及び中学部並びに高等部を設置するものである。また、「(3) 高等部の設置」であるが、来年度の収容定員については、資料に記載のとおりである。

なお、改正規則は、平成26年4月1日から施行することとしており、その内容は、資料3ページに記載のとおりである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

遠 藤 委 員

今回の改正に直接関連することではないが、小松島支援学校と仙台圏域に設置されている光明、利府、名取の各支援学校の所管する区域はどのようになるのか。また、小松島支援学校の小学部及び中学部の人数が分かれば説明願いたい。

特別支援教育室長

小松島支援学校の人数であるが、小・中学部、高等部の合計で約170名となるものと想定している。この学校の新設により、名取支援学校から約30名、利府支援学校か

教 育 長	<p>ら約20名、光明支援学校から約80名、合計で約130名の転学者になると思われる。</p> <p>ただ今特別支援教育室長から御説明申し上げたが、通学区域については、利府、光明、名取の各支援学校の狭隘化問題にも考慮した上で設定してきたところである。今回、転校することとなる子どもたちの保護者の皆様には、何度か御説明申し上げ、御理解と御協力をいただいた上で進めてきた。その一方で、現在の学校を転校したくない方々もあり、その場合には、少し狭い学校で我慢していただくこととなる。学区については、柔軟かつ弾力的に判断していきたいと考えている。</p>
佐 竹 委 員	<p>教育長の説明の中で、現在の学校に通学できるような判断をされたことについて、各家庭からの意見を取り上げていただき、とても嬉しく感じている。</p> <p>2ページの「(2) 小学部・中学部の設置」と「(3) 高等部の設置」について、ここでは義務教育と高等部を分けて記載されている。この高等部は、小・中学部からの持ち上がりではなく、それ以外の学校から高等部への入学を可能とするために区分しているのか。また、現在高等部を設置している学校でも同じような区分があると思うが、その割合を把握していれば説明願いたい。</p>
特別支援教育室長	<p>本県の特別支援学校の高等部については、岩沼高等学園と小牛田高等学園を除き、希望者全員の入学を基本としており、また、教育相談等の情報等から受験者数を想定し、翌年度の収容定員案を決めることとしている。従って、「(3) 高等部の設置」の第1学年の収容定員の「35名」についても、名取、光明、利府から転学する子どもと新たに受験される子どもたちの状況を勘案して設定している。ただし、12月25日から1月9日までを申込期間としていることから、今後、その希望状況等が見えてくることとなる。また、県立の特別支援学校では、原則として、希望者全員を受け入れることとしているため、収容定員を超える申込があった場合でも全員入学していただいている。</p>
教 育 長	<p>ただ今の説明に補足する。特別支援教育室長から全入と御説明申し上げたが、岩沼と小牛田の高等学園の希望者は多いため、必ずしも希望した学校に入学できるとは限らない。今回、小松島支援学校の収容定員は35名としているが、仮に、60名が希望した場合には、小松島だけでは受け入れられないこととなる。その場合には、近隣の支援学校の高等部を志願していただくなど、再度チャレンジしていただく可能性もある。</p> <p>県全体としては、高等部に入りたいという支援学校中学部の卒業生や中学校の特別支援学級の子どもたちの数に見合うだけの定員は確保していると考えている。</p>
委 員 長	<p>(委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。</p>

第2号議案 平成27年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、7ページから10ページである。

平成27年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針については、高等学校入学者選抜審議会に7月19日に諮問し、2回に渡る審議を経て、11月27日に答申をいただいたものであり、その答申の内容を踏まえ、資料8ページから9ページにお示ししたとおり提案するものである。

詳細について、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、第2号議案について、御説明申し上げます。

資料8ページを御覧願いたい。平成27年度の選抜方針については、「宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。」という方針のもと、「1 基本原則」、「2 前期選抜」、「3 後期選抜」等について定めることとしている。

なお、平成27年度の入学者選抜は、新制度の導入後3年目を迎えるが、当該方針については、前年度

と同様の内容となっている。

資料10ページを御覧願いたい。参考として、平成27年度の入学者選抜日程をお示ししている。この日程についても、入学者選抜審議会に諮問し、答申を得たものであるが、受験生や中学校及び高等学校に対する影響に加え、私立高校入試や曜日配列等にも配慮し、「1 前期選抜・連携型中高一貫教育に関する選抜」については、実施日を2月3日(火)、合格発表日を2月10日(火)とし、「2 後期選抜」については、実施日を3月5日(木)、合格発表日を3月12日(木)としている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)	
佐 竹 委 員	新しい入学者選抜を初めて3年目を迎えるが、導入当初の1年目には、様々な問題点が出されていたと思う。その後、この入試制度が受験者や保護者にも浸透し、徐々に御理解を示されてきていると思う。客観的な視点でも構わないが、新入試制度の導入から3年間実施してきた所管を伺いたい。
教 育 長	その点については、入学者選抜審議会において検証を行っており、この後の課長報告において、具体的に報告することとしているので、そちらで御説明申し上げたい。
奈 須 野 委 員	私立学校の入試日を把握していれば説明願いたい。
高 校 教 育 課 長	平成27年度の日程については、まだ公表されていないため把握していない。
委 員 長	(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1.2 課長報告等

(1) 県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲について

(説明者：教職員課長)

県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲について、先月、関係道府県と指定都市との間で、合意がなされたので、その概要について、御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。「1 背景」であるが、市町村立の小・中学校及び特別支援学校の教職員の給与費については、市町村立学校職員給与負担法により道府県の負担とされているが、指定都市に係る教職員の人事権については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例規定により、指定都市教育委員会が有るとされている。このことから、指定都市に関しては、人事権者と給与負担者が異なる状態となっており、これを解消するよう、国に要望がなされてきたところである。

これを受け、国において、これまで様々な検討がなされてきたところであるが、「2 最近の動向」にあるように、本年3月12日の「義務付け・枠付けの第4次見直し」として、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、同教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲するとの決定がなされた。また、6月25日の第30次地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申」では、事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきであり、その際には、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠であり、指定都市側と関係道府県側との間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきであると示されている。

これを踏まえて、9月に、総務省において関係道府県と指定都市を交えた協議の場が設定され、複数回にわたる意見交換や協議を経て、11月14日に、「県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲する」との合意がなされたものである。その合意内容であるが、個人住民税所得割2%の移譲として、道府県の国庫負担金等を除く県費負担教職員の給与負担経費の6割に相当する金額を指定都市(仙台市)へ税源移譲することとなる。また、残りの財源については、地方交付税により適切に措置するよう国に要望することとされている。事務及び税源移譲の時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進めることとされている。

最後に、「3 県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する今後のスケジュール」であるが、これらを受け、国においては関係法律の改正に向けて準備が進められていると伺っており、本県としても、仙台市と

の協議の場を設定し、当該移譲に向けた具体的な検討や準備を進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(2) 平成24年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）の結果について

(説明者：義務教育課長)

先日、文部科学省から公表された「児童生徒の問題行動等に関する調査」のうち本県の児童生徒の状況について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから5ページである。

資料2ページを御覧願いたい。「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」であるが、暴力行為の発生件数は、前年度に比べて、高等学校は減少したが、小・中学校ではやや増加している。また、形態別の発生状況については、小・中学校ともに生徒間暴力が増加しているが、高等学校ではすべての項目で減少している。

次に、資料3ページの「(2) いじめ」であるが、いじめの認知件数は各校種ともに大幅に増加したが、これは、アンケート調査等により、きめ細かな部分まで確認し、軽微な事案についても積極的に認知したことによるものと捉えている。また、いじめの解消率については、小学校が99.1%、中学校が99.7%、高等学校が83.7%であり、小・中学校では全国値を上回っている。

なお、いじめの態様については、校種を問わず「冷やかしかからかい等」、「仲間はずれ、集団による無視」の割合が高くなっている。

次の4ページの「(3) 不登校」については、学校基本調査の結果と同様に各校種ともに増加しており、従来からの要因に加え、震災の影響も少なからず加味されているものと捉えている。また、不登校の出現率については、小学校0.37%、中学校3.14%、高等学校2.33%となっており、中学校の割合は全国で最も高い状況である。そのうち小・中学校の出現率については、学校基本調査の段階で把握できなかった部分も細かく確認した結果が反映されている。

なお、不登校のきっかけについては、各校種ともに「不安など情緒的混乱」、「無気力」の割合が高くなっており、中学校・高等学校では、それらの項目に加え、「(いじめを除く)友人関係をめぐる問題」の割合が高くなっている。

次に、「(4) 高等学校中途退学」であるが、前年度に比べて55人減少しており、中途退学率も0.1ポイント低下している。

資料5ページを御覧願いたい。「5 県教委としての対応」である。今回の調査結果については、震災後2年目の小・中・高等学校における問題行動等の状況を示すものであるが、全体的には増加している傾向にあると捉えており、特に、小・中学校においては、暴力行為・いじめ・不登校ともに増加しているところである。震災の影響が、このような数値の面にも現れているものと考えている。

震災から3年目を迎え、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応が求められる状況は、今後も続くものと捉えている。そのため、教育活動の質的改善を図るとともに生徒指導体制を一層整備し、引き続き県警等との連携を強化するなど、資料に記載している取組を積極的に推進してまいりたいと考えている。

まず、「(1) 暴力行為」への対応としては、教員の加配や警察・教員OB等を支援員として配置すること、警察との連携・協力の下で、スクールサポーター制度を活用促進すること、各種会議や研修会等における生徒指導に関する諸問題の協議等に取り組んでまいり。

次に、「(2) いじめ」への対応としては、特に、先ほど教育長から御報告した基本方針を踏まえ、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定を促すとともに、具体的な対応策をまとめ、県教委のリーフレット等も活用したいじめの早期発見・早期対応に取り組んでまいり。また、関係教職員による積極的な情報交換や校内研修の充実による教職員の意識の高揚を図るとともに、各種講演会等にも継続して取り組んでまいり。

次に、「(3) 不登校」への対応であるが、今年度、本県中学校で全国最下位となったことを受け、各小中学校長を対象とした「不登校対策緊急会議」を開催し、苦しんでいる生徒への手厚い対応と不登校生徒

を生まない環境づくりに配慮するよう、各学校現場に指示したところである。特に、目的意識をもって活動できるよう、これまで以上に志教育を推進し、体験活動やみやぎアドベンチャープログラム等を通じた人間関係づくりの促進等、資料に記載した取組にも努めてまいる。

最後に、「(4) 高等学校中途退学者」への対応としては、志教育を通じた学ぶ意欲と社会貢献意識を向上させるとともに、体験活動を通じた良好な人間関係の構築、教育相談体制の充実と組織的対応の強化等に努めてまいることとしている。

県教育委員会としては、これまで以上の危機感をもって問題行動等に対応することとしており、人間関係づくりを基盤とした教育活動の質的な向上を図るとともに、生徒指導体制のより一層の整備に努め、問題行動等が少しでも解消していくよう取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

1点目として、基本的なことを伺うが、「暴力行為」と「いじめ」に区分されているが、捉え方によっては、言葉による圧力も暴力と感じる人がいるかと思う。その区分の定義の違いを説明願いたい。

2点目は、2ページの「暴力行為発生件数」であるが、本人からの申し出や保護者からの申し出があると思うが、どのように計上しているのか。

3点目は、4ページの「不登校」について、そのきっかけとして考えられる状況は、この表に示されたとおりであると理解しているが、その一方で、一番悩んでいるのは当事者である児童生徒であり、その心の中のことは、本人しか分からないはずである。例えば、「あしたは必ず学校に行く」と前の日の夜から準備しているが、いざ学校に行く時間になると気持ちが変わってしまい、その日も休んでしまう場合がある。人の気持ちを押し量ることは容易なことではないはずである。そのような中では、先ほど説明のあった不登校の解決策等も踏まえ、地域の方々と先生方が連携し、参考となる情報を共有することは非常に意義のあることだと考えている。不登校であった子どもが再び学校に行けるようになった事例については、学校内だけに限ることなく、多くの先生方に情報提供し、その解決に向けた取組に是非とも活用していただきたい。

4点目であるが、昨年度から「いじめ問題を考えるフォーラム」を実施しており、我々委員も参加し、子どもたちの話し合う姿を肌で感じてきた。教員を目指す大学生がコーディネートし、小・中学生の意見を引き出し、それぞれが主体的に課題を捉えて、解決策を見出していく。小・中学生はもちろんであるが、大学生にとっても有意義な経験の場であったはずであり、とても良い取組であったと思う。このフォーラムのように自分たちで自分たちのことを考えていくような取組については、今後も継続して実施していただきたい。それによって、問題解決の糸口を早期に見出すことができ、結果として、いじめ問題の解消にも大きな効果が現れてくるのではないかと思う。

義 務 教 育 課 長

1点目の定義であるが、暴力行為については、「自校あるいは他校の児童生徒が故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」とされている。また、いじめについては、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行う」とされている。

2点目の暴力行為の発生件数は、学校で認知した件数であり、教師による発見や保護者等からの通報によるものと認識している。

3点目の不登校の児童生徒が再登校することができた優良事例であるが、これについては、4箇所で開催した会議の場において、各学校から多くの事例を紹介していただいた。代表的な事例としては、「部活動の関係で声を掛けたところ、それがきっかけで学校に来られるようになり、その後、部活動で素晴らしい活躍をした」、あるいは、「友達が登校するよう誘い、学校に来られるようになった」などであった。担任の先生だけで

はなく、友達や家族、地域の方々等、様々な方々の協力により、その子どもたちは、不登校の状態から救われているようである。ただし、再登校率の割合は、全体の約3割に留まっており、残りの7割の子どもたちは、不登校の状態から抜け出せていない現状もある。今後も、再登校に向けた取組を強く進めていく必要があると考えている。

最後に、4点目の「いじめフォーラム」であるが、昨年度は中学生を、本年度は小学生を対象として開催した。各委員にも御覧いただいたところであるが、子どもたちにとっては、いじめ問題を真剣に考える良い機会になったのではないかと考えている。また、教育委員からのメッセージや知事のビデオメッセージについては、県内すべての学校に配付したところであり、いじめ問題の解決に向けた思いが浸透したのではないかと捉えている。このフォーラム等の子どもたちにとっての貴重な機会は、一過性の取組とすることなく、継続して開催してまいりたいと考えている。

なお、この問題行動等の調査結果については、PTA研修会でも話し合いの場が設けられている。また、義務教育課の職員が、各学校のPTA会長を参集した研修会に参加し、事例発表等も行ったところである。問題行動及びいじめについては、児童生徒や保護者だけでなく、地域の方々を含めた県全体で考えて行動し、その撲滅に向けた取組に努めていく必要があると考えている。

遠藤委員

2ページの暴力行為発生状況の一覧表について、「生徒間暴力」は各校種で高い割合を占めており、次いで「器物損壊」も同様の傾向にある。子どもたちは、自分の不平不満や心情を上手に表現できない、相手との関係をつくれないうなどが行動に現れ、その結果、物に当たっているのではないかと思う。この数値からは、そういう姿が見えてくる。

先ほどの「いじめ防止基本方針」の中でも意見等があったが、学校現場の先生方は、子どもたちと向き合い、その子どもが何を考えているのか引き出してほしい。先生方は、多忙な日々を送っていると思うが、そのような機会を意識的に作り出さなければ、暴力行為の解消には至らないのではないか。

また、5ページの「5 県教委としての対応」について、「(1) 暴力行為」の中に教員加配やスクールサポーター制度の活用促進が記載されているが、その配置状況や活用状況を説明願いたい。

義務教育課長

1点目の器物損壊について、前年度との比較では、減少している校種があるものの、委員御指摘のとおり、子どもたちの心理的な面での不安やストレスが、そのような行為に現れているものと捉えており、先生方の子どもたちの心の寄り添った対応を強めていく必要があると考えている。

2点目の暴力行為への対応、いわゆる“見つける状況”の創出であるが、生徒指導支援事業による教員加配については、政令加配及び生徒指導加配として、89校に94人の教員を配置している。それ以外には、警察や教員を退職された方々を支援員に指定し、現在、県内の学校に35人配置しており、そのうち5名が警察官OBである。また、スクールサポーター制度については、警察所管の制度であり、現在、登録されているサポーターは10名で、仙台市内の3つの中学校と古川市内の中学校の計4校に配置し、各学校の子どもたちの対応に当たっている。配置期間は、原則1か月であるが、さらに1か月の延長が可能とされており、最長で2か月となる。この制度では、警察の職員が子どもたちに直接指導していただいております。各学校ともに良好な効果が現れていると聞いています。

遠藤委員

「(2) いじめ」の「③ 指導主事訪問における『いじめ問題等の係る話合い』や校内研修の充実による教師の意識の高揚…」と記載されており、生徒指導主任に対する研修のようにも読み取れる。生徒指導主任等のベテランの先生方におかれては、そのような研修で学んだことについて、若い先生方に対し、生徒への対応方法等を伝達するような校内研修に積極的に取り組んでいただきたい。各学校では、様々な研修に取り組んでい

ることとは思うが、若い先生方は初めて経験することが多いはずであり、その場面に遭遇した際に翻弄されることのないよう、経験豊富なベテランの先生方から若い世代の先生方に対し、その技術や知識を伝えるような取組にも努めてほしい。

奈須野委員

本県の中学校の不登校率が全国最下位との結果に驚いており、そして、とても残念である。その背景に大震災の影響があるのではないかと思うがいかがか。

義務教育課

平成24年度に不登校児童生徒の追跡調査を行った際、仙台市を除く34市町の子どものたちの状況について、震災の影響として、「震災によって不登校になった児童生徒はどのくらいいるか」、「その内容は何か」との質問を設けた。その結果、小学生では、不登校児童生徒の約11%、中学生は約7%が震災の影響によるものであるとの回答であり、その主な内容は、「友達や家族が津波で流されて亡くなった」、「住んでいた家が流された」であった。

奈須野委員

その割合は、もっと高い数値になるのではないかと印象であったが、やはり大震災の影響があることは理解できた。

4ページの表に不登校の原因が記載されており、中学校の表では、いじめが原因で不登校となった割合は1.6%と示されている。その一方、3ページには、中学校のいじめの認知件数は1,984件と記載されている。いじめが、不登校の主な原因ではないことを示していると思うが、私は必ずしもそうではないと思う。先ほどの4ページの表では、いじめを除く友人関係をめぐる問題の割合が14.4%もあるが、この割合のすべてをいじめと無関係とすることには疑問がある。アンケート調査だけでは見えてこない部分を掘り起こしていくことも重要であるので、子どもたちの心の中にある本質的な理由まで踏み込んでほしい。

義務教育課長

委員御指摘のとおり、その調査には、「いじめによって不登校になった」との項目もあるが、その割合は極めて低い数値となっている。確かに、言葉の暴力等により、心に傷を負い、それが不登校に結びついている児童生徒もいるのではないかと感じている。不登校については、複合的な要因が重層的に結びつくことにより発生することもあるため、いじめとの関連についても、その子どもの心を把握しながら対応する必要があると考えている。

教育長

不登校について補足する。本年度は、現時点で不登校となっている児童生徒に関する追跡調査にも取り組んだところである。今回の問題行動等の調査結果だけでなく、さらに詳細な部分まで踏み込み、その要因を突き止める必要があるため、その子どもたちの個人カルテのような様式を作成し、面談や家庭訪問の情報のすべてを記録として残すことを考えている。ただし、その作業は、数回の記録だけを記載したのでは意味を成さないため、繰り返し細かく面談をしながら、より多くの情報を記録していくことが必要であり、膨大な作業と時間を要することとなる。そのような意味では、家庭との関係も大変重要であり、本日の新聞にも掲載されていたスクールソーシャルワーカーにも活躍いただく必要があると考えている。先生方以外の多くの方々の協力をいただきながら、継続して取り組んでいくべき問題であると考えており、それをきっかけとして、各学校においては、これまで以上に個別的な対応に取り組むよう促してまいりたい。

遠藤委員

奈須野委員の意見に関連するが、小学校の不登校児童445人の中に6年生の子どもたちも含まれていると思う。そして、その子たちが中学校に進んだ際に、中1ギャップをきっかけとして、中学校でも不登校となる可能性があると思う。また、中学校の不登校生徒2,056人の中にも3年生の子どももいるはずであり、その子どもたちは、高校に進学せずに社会に出てしまう場合も想定される。先ほど、個人カルテを作成し、情報を共有していくとの説明もあったが、その子どもたちに対しては、誰も関わることのない状態で社会に出ていくことのないよう、特に配慮していただきたい。例えば、中学校から高校等に進学しないのであれば、何らかの形で情報を引き継ぐなど、中学校の先

教 育 長

生方には、子どもたちが向かう先を見失わないよう特別の配慮をお願いしたい。

委員御指摘の点も大変重要な課題であると認識している。高校に進学しない場合は、学校教育の範疇から外れてしまうため、中学校の先生方がそれを追跡し、個別に対応していくことは、在校生や新たに入学してくる新1年生の対応もあることから、現実的には非常に厳しい問題である。そのようなことに対しては、先ほど御説明申し上げたスクールソーシャルワーカーやソーシャルワーカーに一翼を担っていただく必要もなおさら出てくるものと考えている。

そのような子どもたちについては、保健福祉部等との連携も重要となってくることから、現在、教育委員会だけではなく、知事部局の関係課とも連携しながら、不登校児童生徒への対応についての協議を進めているところであり、県の組織が一丸となって取り組んでまいりたい。

佐 竹 委 員

不登校に関連して、中学校や高校では、小学校の上位5件には入っていない「学業の不振」が見られる。その割合は10%弱の数値となっているが、生徒数に換算した場合、相当の人数になると思う。例えば、1クラス35人だとすれば、そのうちの3人程度は、授業内容を理解できないこととなる。その子どもたちに対しては、勉強に向かうコツや一歩踏み出すコツを教えていくような授業づくりや教育指導を行えば、その解消につながるのではないかと思う。先生方には大変な負担となるが、本来の学校教育で救える子どもたちが存在していることにも目を向けていただきたい。

現代の子どもたちは、「無気力」や「不安など情緒的混乱」の割合が高く、4ページの表においても上位を占める確率が高い。また、人間関係や友人関係の問題も高い割合となっている。その要因としては、今の子どもたちは自己肯定感がないことにあると思う。自己肯定感の構築については、学校だけではなく、各家庭や地域とも連携することが重要となってくる。地域ぐるみで子どもたちを育成していくことについては、我々が目指している在るべき姿である。知事部局との連携はもちろんであるが、生涯学習の一環として、地域と交流していくことも求められているのだと認識している。それらが密接に関与していくことによって、不登校の防止や解消が期待できるのではないかと思う。本県ならではの何らかの方策を見出し、学校、家庭、地域のそれぞれが役割を認識した上で取り組んでいくことが重要である。

数日の間に簡単に改善する問題ではないと思うが、それぞれの立場の方が、その意識を共有し、それを行動に移すことにより、不登校や暴力行為、そして、家庭の問題も解決に向かっていくのではないかと思う。

義 務 教 育 課 長

「分かる授業」を進めると、その単位時間の中で、なるべく多くの子にできる喜び、分かる喜びを感じ取っていただきたいと考えているが、その時間だけではなかなか理解できない子どももいる。各学校では、放課後や休み時間を利用し、その子どもたちの授業理解度の促進に努めている状況もある。

今回の学力調査では、全体的な傾向として下降している状況が見られたため、各学校長を対象とした緊急会議を開催した。その際、子ども総合センターの本間先生や宮教大の相澤先生等から御助言をいただき、「5つの提言」をまとめた。そのうち2つが、先生同士及び子ども同士の人間関係づくりであり、それらを土台として、分かる授業に取り組んでいく提言であった。その提言の内容も踏まえ、今後、各先生の授業において、授業理解度の促進に向けた取組が進められていくものと考えている。

また、不登校問題については、未然防止等の対策を示したリーフレットを作成し、先月、各学校に配付した。リーフレットには、3つのステップのうち未然防止として、魅力ある学校づくり、分かる授業等についても示し、再登校に向けた取組では、「保護者や友達の理解を得て、家庭訪問をしたり手紙を出したりすることも有効です」と記載している。学力向上と併せて、そのような取組にも努めていくよう促したところである。

最後に、地域との連携について、これは生涯学習課所管の学校支援地域本部事業があり、地域の方が学校を支える、多くの方をゲストティーチャーとして学校に招き、子どもたちに関わっていただく、あるいは、地域における体験活動に協力していただくなど、積極的かつ効果的な取組を推進している。今後は、地域の方々と積極的に関わる、あるいは、地域の協力の下で子どもたちを育てることなど、地域との連携は重要な視点となるため、これまで以上に生涯学習課とも連携しながら取り組んでまいりたい。

佐 竹 委 員

子育て支援課の「地域みんなで！子育ておせっかい♪」のパンフレットで、「みんなの気持ちを分けてあげる」、「気にしてあげる」という言葉を見た時には、とても嬉しい気分になった。それが地域の活性化だけではなく、地域で子どもたちを育てていくことにつながっていくのだと思う。県が一体となり、地域全体で子どもたちを育てていければ、問題行動等の解消に向かって進んでいくのではないかと感じた。

(3) 平成26年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について

(説明者：高校教育課長)

平成26年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について、御報告申し上げます。

資料6ページを御覧ください。宮城県仙台二華中学校及び宮城県古川黎明中学校の平成26年度入学者選抜の出願が、12月6日午後3時に締め切られ、その出願者数がまとまった。

まず、「1 募集定員」であるが、2校とも105人である。

次に、「2 出願者数及び出願倍率」であるが、仙台二華中学校は535人で、出願倍率は5.10倍となり、また、古川黎明中学校は254人で、出願倍率は2.42倍となった。

なお、出願者の男女の内訳は、記載のとおりである。

最後に、「3 適性検査」及び「4 選抜結果通知」であるが、適性検査は来年1月11日(土)に実施し、その選抜結果の通知は1月17日(金)に郵送する予定となっている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(4) 高等学校入学者選抜審議会からの入学者選抜の改善に係る提言について

(説明者：高校教育課長)

高等学校入学者選抜審議会からの入学者選抜の改善に係る提言について、御報告申し上げます。

資料は、7ページから8ページである。

資料8ページを御覧願いたい。先ほどの第2号議案でも御説明申し上げたが、去る11月27日に高等学校入学者選抜審議会から、「平成27年度宮城県立高等学校入学者選抜」について、答申をいただいたところである。その際、答申と併せて、この春から実施した新入試制度について、検証結果を踏まえた提言をいただいている。

当該審議会においては、「旧制度からの変更点の効果」及び「新制度の一層の定着に向けての改善の方向性」の2つの観点で検証を行っていただいた。その検証作業の中では、「出願条件が明確になり、入試全体に透明性が増している」、「中学生が主体的に志望校を選択する傾向が見られ、受験機会の拡大につながっている」、「前期選抜への学力検査の導入が、学習意欲の喚起につながっている」など、旧制度からの変更点については、「新入試制度のねらいにそった効果が現れており、大きな混乱もなく概ね円滑に実施された」との評価をいただいた。その上で、新制度の一層の定着に向けた改善の方向性として、「前期選抜と後期選抜の募集割合については、出願状況等を踏まえ検討が必要である」、「検証については、複数年にわたる推移を見定めた上で慎重に判断すべき内容もあることから、次年度以降も継続して調査研究を進める必要がある」との提言をいただいた。

県教育委員会としては、今回の提言を踏まえ、今後も、新制度の円滑な実施と定着へ向けて、必要な検討を加えてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)
佐 竹 委 員

この提言の内容は同意見である。子どもたちの動向と現状を良く把握していただくとともに、引き続き注視していただき、より良い方向に進めていただけるようお願いする。

(5) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料9ページを御覧願いたい。昨日、文部科学省から公表された10月末現在の本県の就職内定率は62.6%であり、全国平均をやや下回ったものの、前年同月比で3.5ポイント上回り、平成6年度からの調査結果では過去最高となった。これは、昨年に続き求人数が好調に推移していること、各校における早期からの指導対応や関係機関との連携による各種支援策が好結果につながったものと考えている。また、表の一番右端には、11月末現在の就職内定状況を記載しているが、内定率は78.9%まで上昇しており、この時期としては高い水準を維持している。

ここにきて、月間の受験者数が昨年よりも少なくなっている状況も見られるが、生徒に対しては、これからの積極的な就職活動を展開していくよう促してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)
伊 藤 委 員

震災後、2年9か月経過したが、県内の工業系の団体が、経営状況のアンケート調査を行ったところ、参加した企業の約7割で、リーマンショック前の業績や、それを超えるような業績まで回復しているとのことであった。その一方、沿岸部においては、土地の利活用が確定していないため、そこまで回復していない状況も見られたようである。

そのような背景も踏まえ、高校生の就職内定率が向上しており、県内の企業に就職される方が増加傾向にあることについては、とても嬉しいことである。また、各教育事務所では、来春に就職する予定の高校生を対象とした社会人となるためのセミナーを開催し、必要な基礎知識等を身に付ける講座等にも取り組んでいる。現在の若者の傾向として、就職から3年以内に退職してしまう事例も少なくないと聞いている。そのような傾向をなくすためにも、社会人になる前の指導等に特段の配慮をお願いする。

高 校 教 育 課 長

3年生向けの取組として、就職の直接的な支援となるセミナー以外に、合格した生徒に対しての早期離職防止や定着につながる間接的なセミナーも開催している。今年は、その内容をさらに充実させてまいりたいと考えている。また、就職活動に取り組む上では、生徒本人はもちろんであるが、保護者の理解や考え方の与える影響が大きな要素となるため、昨年からは保護者向けの就職セミナーも開催している。それらに加え、今後、近い将来に就職活動をすることとなる1・2年生の生徒に対しても、就職活動セミナーを開催し、早い段階で意識付けすることとし、取り組んでまいりたいと考えている。

委 員 長
高 校 教 育 課 長

保護者向けのセミナーでは、どのような内容に重点を置き、説明しているのか。

保護者の方々の学生時代の状況と現在の雇用環境は、まるで異なっている。しかし、保護者は、当時の自分のイメージで就職環境を考えている方も多い。昔と今では、その背景がまったく違うことを理解していただくため、まずは現状をよく知っていただくことを重点化している。

佐 竹 委 員

進路未定者が113名もいる。進学や就職等、進むべき道を決めかねているのだと思うが、この時期に悩んでいても問題はないのか。

高 校 教 育 課 長

就職未定者の欄を見ると、最初の調査時点から徐々に人数が減少してきている。この未定者の人数は、委員御指摘のとおり、進学するとも、就職するとも、家業を継ぐとも、その進路自体を決めかねている生徒の数であり、昨年3月末で63名となっているが、手元にある記録の中で、もっとも少ない数であった。つまり、早期からの志教育等に取り組んだ結果、目的意識を持たせて進学や就職に向かわせる取組が功を奏していること

の表れだと捉えている。本年度も、月を追うごとに例年の数値より下回っていく傾向にあるのではないかと思う。もちろん、最終的な数値がゼロを示すように、引き続き個別具体の指導を続けてまいりたいと考えている。

佐竹委員 子どもたちそれぞれの人生を決めていくこととなるため、中途半端な気持ちのまま進路を決めることなく、志をもって歩いてほしいと思う。各学校では、その子どもたちの向かうべき道を諭していくような意識付けや進路指導に努めてほしい。この就職率については、例年6月頃まで追跡していくはずであり、平成24年度末卒業生の状況は、相当高い数値を示していたと記憶しているが、どの程度の割合であったか。

高校教育課長 3月末現在の数値は、資料に記載のとおり98.5%であった。これは全国平均を上回り、全国順位では7番目であった。委員御指摘のとおり、最終的には6月まで追跡しており、その割合は99.3%であった。男子が99.6%、女子が99.0%であり、3月末時点と比較しても、最終的には男女差もほとんどなく、高水準の就職率となった。

佐竹委員 先ほどの伊藤委員の意見に関連するが、就職後すぐに辞めてしまえば、その数値が高い水準にあっても意味のないこととなる。志をもって就職先を決めていけるよう、子どもたちに対しては、その部分の教育を十分にしていきたい。

遠藤委員 この表には「臨時的仕事希望者」の欄もあるため、「就職内定者」は正規雇用として就職できた人数と認識しているのか。

高校教育課長 一番左側の欄を御覧願いたい。「卒業予定者」は平成25年7月末で20,029名であり、その人数を「進学希望者」、「臨時的仕事希望者」、「進路未定者」、「就職希望者」、この4つに区分している。このため、「就職希望者」の中に「臨時的仕事希望者」の人数は計上していないこととなる。この「就職希望者」に対する内定者の人数が「就職内定者」となることから、正規雇用者の人数と考えていただいて構わない。

遠藤委員 最近多くなっているパートや臨時的雇用ではなく、フルタイムの正規雇用であると理解した。その上で、【概況】の「⑤男女別の内定率」では、男子が65.5%、女子が58.8%であり、女子が苦戦しているような印象を受ける。求人する際には、性による条件を付していないはずであるが、これは、例年と同じ傾向にあるのか。

高校教育課長 男女雇用機会均等法の下で求人されているため、現在は性差による区別はない。ただし、仕事の内容面からの職種に着目すると、最近は復興事業関係の求人が多くなっている。土木分野、建設分野等の求人として、どちらかと言えば男性主体の業務、男性が希望しやすい業務に関する求人が増えている。それに対して女子生徒が希望しやすいサービス分野を中心とした事務系、販売系、製造等の求人は、相対的に少なくなっている傾向にあると認識している。

(6) 気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について

(説明者：施設整備課長)

気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について、御報告申し上げます。

資料は、10ページから12ページである。

資料10ページを御覧願いたい。東日本大震災により甚大な被害を受けた気仙沼向洋高校については、平成29年度末までに気仙沼市南部に移転再建することとしており、これまで移転候補地を選定し、用地取得に努めてきたところである。

次に、「2 進捗状況について」であるが、気仙沼向洋高校の移転先用地については、気仙沼市長磯中原地区周辺を候補地として、昨年7月18日及び本年3月25日と5月23日に事業説明会を開催し、地権者の意向確認等に努めてきたが、計画していた移転候補地の一部については、条件が合わず取得できなくなったことから、当初予定していた区域を一部変更することとした。

今般、必要面積の取得に目途がついたことから、12月12日及び13日に仮契約会を開催し、必要な書類を提出していただいた。今後、地方自治法に基づく議会の議決を得て、年度内に当該用地を取得する

予定としている。また、仮設グラウンド用地についても、本年3月と9月に事業説明を行い、これまで地権者の意向確認と説明に努めてきたところ、地権者の皆様から御理解と御協力をいただけることとなった。

なお、資料11ページ以降に位置図等を示しているの、後ほど御覧いただきたい。

次に、「3 今後の予定について」であるが、移転再建については、本年度から来年度にかけて土地の造成設計を行い、平成27年度から造成・グラウンド整備工事を行うこととしている。また、建築工事については、平成26・27年度に建築基本・実施設計を行い、平成28年度から建築工事を行うこととしている。

なお、仮設グラウンドについては、現在、測量と造成設計の手続きを進めているところあるが、できる限り早く使用できるよう工事を進めてまいりたいと考えている。

県教育委員会としては、一日も早い気仙沼向洋高校の復旧を目指し、なお一層取り組んでまいりたい。本件については、以上のとおりである。

(質 疑)
佐 竹 委 員

意見ではないが、用地取得に取り組んでいただいた皆さんに感謝申し上げるとともに、地権者等の方々にも御理解・御協力いただき、津波で被災した学校の復旧をここまですることができ、本当に感謝申し上げたい。教育環境復旧の道筋が見えたことについては、子どもたちにとっても、我々にとっても喜ばしいことであり、震災からの復興に向け、なお一層前向きに進んでいくことを期待する。

(7) 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果(宮城県分)について、御報告申し上げます。

資料は、13ページから15ページである。

資料13ページを御覧願いたい。この調査は、文部科学省が、全国の子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析するために平成20年度から実施しており、その結果が12月14日に公表されたものである。その結果を基に、宮城県分を独自に取りまとめたものが本日お示しした資料となる。

「1 調査概要」であるが、「(1) 調査期間」、「(2) 対象学年」については記載のとおりであり、今回は悉皆調査となっている。次の、「(3) 調査事項及び内容」については、8種目の「実技に関する調査」及び「児童生徒に対する質問紙調査」、「学校に対する質問紙調査」の3種類である。

次に、「2 結果の概要」については、中学校2年生男子のみが全国平均を上回ったという結果である。

資料14ページを御覧願いたい。「(2) 各種目の記録」であるが、「表3」の小学校5年生では、男子は「長座体前屈」や「ソフトボール投げ」といった柔軟性や投力を計る種目が得意であり、女子は「握力」や「反復横とび」のような敏捷性を計る種目が得意であるとの傾向が見られた。また、男女ともに「立ち幅とび」や「50m走」といった瞬発力や走力を計る種目が不得意であるとの傾向にある。

次に、「表4」の中学校2年生では、男女ともに「上体起こし」や「長座体前屈」といった筋持久力や柔軟性を計る種目が得意であり、逆に「ハンドボール投げ」や「20m シャトルラン」といった投力や全身持久力を計る種目が不得意だという傾向が見られた。

資料15ページを御覧願いたい。「児童生徒質問紙調査」の「(2) 1週間の総運動時間が60分に満たない児童生徒について」については、小学生が全国平均を上回っており、小学生に対する運動習慣の確立や運動する環境づくりの対策が必要であると捉えている。

次に、「学校質問紙調査」の「(1) 体育・保健体育の授業以外での体力向上の取組」では、小学校、中学校ともに全国と同程度であり、今後、さらに各学校の取組を促す必要があると考えている。

最後に、「3 体力・運動能力向上に関する取組」について、今年度は、(1)から(5)までの取組を進めているところであり、市町村教育委員会や学校現場の教員等と情報を共有し、学校ごとの課題を明確にしながら具体的な取組を促しているところである。さらに、来年度から(6)に示した大会を実施することとしている。この大会は、跳んだ回数をインターネット上で競い合うというものであり、現在、その準備作業を進めているところである。

以上のような取組を通じて、今後も関係機関と連携を図りながら、体力・運動能力向上についての意識の啓発及び子どもたちの体力向上に努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委 員 長

15ページの「1週間の総運動時間が60分に満たない児童生徒」の項目では、体育・保健体育の授業を除いているようであるが、学校によっては、朝にランニングさせたり、遊びを通じた運動を取り入れたりしているが、そのような時間も除外しているのか。

スポーツ健康課長

体育・保健体育の授業以外の体力向上の取組であるため、委員長御指摘の朝のマラソン、業間の体操等の時間は含まれている。また、中学校であれば、部活動に取り組んだ時間も含まれている。

伊 藤 委 員

15ページの一番下に、新年度から取り組まれる「長なわ八の字跳び大会」であるが、これは最小限の経費で最大の効果が得られるため、学校では非常に効果的な運動を進めていくものと期待している。小学校5年生と中学校2年生が不得意としている筋力増強や体力的な面での取組を進めていくことはもちろんであるが、その長なわ跳びについては、児童生徒間のコミュニケーション力が高まることとなる。この運動は、仲間と一緒に力を合わせて取り組むため、上手に何度も跳べた時の自己肯定感や達成感の醸成も期待できる素晴らしい試みである。今後、この大会の成果を期待するとともに、各学校の子どもたちが、記録をどこまで伸ばせるのか非常に楽しみである。

スポーツ健康課長

この大会は、各学校の学級単位での参加となる。委員御指摘のとおり、長なわ跳びは、コミュニケーション力を高めたり、友達同士の輪を広げたりすることに非常に効果的な運動である。また、長なわ跳びであるため、例えば、被災地の運動制限されている学校や狭いスペースでの実施等、ほぼすべての学校で取り組める運動であることから、多くの学校からの参加を期待しているところである。

佐 竹 委 員

同じページの「(5)『体力・運動能力向上出前研修会』の実施」の中に「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」があるが、どのような運動をするのか。外遊びは、このプログラムに含まれるのか。

スポーツ健康課長

「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」は、ラジオ体操のような運動を紹介する取組である。それを希望する学校にDVD等を配付し、体育館や校庭等で子どもたちが自主的に取り組んでいくことを促進する事業である。外遊びについては、今回は直接確認できる項目は設けていないが、14ページ下段に「(1)運動やスポーツの実施頻度について」でお示しした内容が参考となる。この項目では、「ほとんど毎日(運動)している」として、小学校5年生の男子が59.6%、女子が30.1%であり、男子は女子の2倍程度の割合を示している。毎日の定義については、「週に3日以上」とされており、屋外・屋内を問わず、毎日運動している子どもの割合を示している。

佐 竹 委 員

外遊びも含まれているのか。

スポーツ健康課長

そのとおりである。

遠 藤 委 員

短時間で運動量が確保できるような遊びが、それ以外にもあるのではないかと思う。体育の先生に聞いた話であるが、運動量は、1時間当たりでどれほど動いているかで決まり、体育の授業では、その運動量が十分であったかが、評価の一つになるとのことであった。

「(5)体力・運動能力向上出前研修会」で指導されている先生にお願いしたいが、出前研修会の先生は多くの学校に出向き、運動事例を紹介していると思うが、学校現場では、子どもが楽しめ、体力もつくような運動や活動が目には止まるのではないかと思う。そのような良い活動事例については、すべての学校で情報を共有し、子どもたちにも勧めしてほしい。

スポーツ健康課長

各学校でも取り組んでいると思うが、その研修会には、より体育の得意な教員を派遣

し、運動事例の紹介等も行っている。手元に詳しい資料はないが、本年度は41校で約900名の子どもたちと先生方が受講している。この出前研修会については、今後、県内のすべての学校に浸透していくのではないかと期待しているところである。

13 資料（配付のみ）

- （1）平成27年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について
- （2）みやぎ子ども読書活動推進ネットワークフォーラムについて

14 次回教育委員会の開催日程について

委員長 | 次回の定例会は、平成26年1月15日（水）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後4時15分

平成26年1月15日

署名委員

署名委員